

アンドラの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

アンドラ公国は、フランスとスペインに挟まれたピレネー山脈の谷間にある内陸の小国である。公用語はカタルーニャ語であるが、スペイン語、フランス語及びポルトガル語も用いられている。国土の面積は 468 平方キロメートルであり、種子島より少し広い程度である。人口は約 81,000 人であるが、アンドラ国籍の者は約 37%しかおらず、スペイン人、フランス人、ポルトガル人等の外国人が多く居住している。また、年間約 1200 万人もの観光客が訪れる。

アンドラの歴史は、9 世紀にウルヘル伯領となったことに始まる。839 年にウルヘル司教にアンドラに対する教権の行使が認められ、後に世俗権も有するようになった。ウルヘル司教はアンドラの土地を封土として地方の豪族に与えたが、後にフランスのフォア伯爵家が権利を譲り受けた。10 世紀以降、ウルヘル司教とフォア伯爵家の間で統治権をめぐる争いが生じたが、1278 年に、両者の間で、封建領主権（徴税権、裁判権、徴兵権）を共有する対等の共同領主とすることを定めた宗主契約が成立した。その後、ウルヘル司教の領主権は現在に至るまで代々受け継がれてきたのに対し、フォア伯爵家の領主権は、フランス王家に継承された。フランス革命後は関係が一旦断絶したものの、フランス共和国となった後は、フランス大統領が共同領主となった。アンドラでは、1982 年に、約 700 年にわたる伝統的支配体制を近代化するための統治機構改革が行われ、立法と行政が分離されるとともに、首相が初めて選出された。1993 年には、国民主権、議会制民主主義等に立脚する憲法が制定された。これにより、ウルヘル司教とフランス大統領の共同元首に象徴的権利のみが残される形で、アンドラ公国（以下「アンドラ」という）が独立の主権国家として成立した。1993 年 6 月にフランス及びスペインにより国家として承認されたアンドラは、同年 7 月に国連に加盟した。また、同年 12 月、日本政府もアンドラを国家承認した。1994 年に欧州評議会に加盟したアンドラは、EU には加盟していないが、貨幣としてはユーロが流通している。現在、WTO への加盟を申請中である²。

アンドラはスキーリゾートとして有名であり、観光業が発達している。また、従来は法人

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<http://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるアンドラの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2015 年版』（二宮書店、2015 年）328 頁等を参照した。

税及び個人所得税が無く、銀行秘密が厳格に保護されていたため、タックスヘイブン（租税回避地）として、世界中から多くの富裕層を引き付けてきたが、最近では税制改革が行われ、法人税及び個人所得税が導入された。

アンドラの法制度は、フランスとスペインの法制度の影響を受けており、いわゆる「大陸法系」に属する。しかし、アンドラでは、成文法とともに、ローマ法及びカタルーニャ法の流れを汲む慣習法が、主要な役割を果たしてきたという特徴がある³。

II 憲法

アンドラの憲法は 1993 年 2 月に総評議会で可決され、同年 3 月に住民投票の賛成多数により承認された。アンドラが憲法を制定するに至った背景には、EU の存在があったといわれている。即ち、「小国が EU の中で生き延びて行くためには、国家として、また欧州の一員として承認されることが必要であった。そのため憲法を制定し、主権を共同元首から国民に取り戻し、正式な国の形態を取った」ということである⁴。

アンドラ憲法は、主権がアンドラ国民に存することを規定しつつ（1 条 3 項）、政体を議会制共同統治公国とすることを規定している（1 条 4 項）。

アンドラ憲法典の主な体系は、表 1 のとおりである⁵。

表 1：アンドラ憲法典の主な体系⁶

前文		
第 1 編 アンドラの主権		第 1 条～第 3 条
第 2 編 権利及び自由	第 1 章 一般原則	第 4 条～第 6 条
	第 2 章 アンドラ国籍	第 7 条
	第 3 章 基本的人権及び公の自由	第 8 条～第 23 条
	第 4 章 アンドラ国民の政治的権利	第 24 条～第 26 条
	第 5 章 権利及び経済的、	第 27 条～第 36 条

³ 『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME I』(ABC CLIO、2002 年) 47 頁。

⁴ 滑川憲一著「一九九三年、憲法をもったアンドラ公国」(『レファレンス 第 45 巻第 10 号』(国立国会図書館調査立法考査局、1995 年) 37 頁。

⁵ 本稿の「憲法」の項においては、基本的に、滑川憲一著「一九九三年、憲法をもったアンドラ公国」(『レファレンス 第 45 巻第 10 号』(国立国会図書館調査立法考査局、1995 年) に掲載の日本語訳を参考にした。

⁶ 憲法典の英訳は、アンドラ総評議会の下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.consellgeneral.ad/fitxers/documents/constitucio/const-en>

	社会的及び文化的原則	
	第 6 章 アンドラ国民及び外国人の義務	第 37 条～第 38 条
	第 7 章 権利及び自由の保障	第 39 条～第 42 条
第 3 編 共同元首		第 43 条～第 49 条
第 4 編 総評議会		第 50 条
	第 1 章 総評議会の組織	第 51 条～第 57 条
	第 2 章 立法手続	第 58 条～第 63 条
	第 3 章 国際条約	第 64 条～第 67 条
	第 4 章 総評議会と政府との関係	第 68 条～第 71 条
第 5 編 政府		第 72 条～第 78 条
第 6 編 地域の組織		第 79 条～第 84 条
第 7 編 司法		第 85 条～第 94 条
第 8 編 憲法裁判所		第 95 条～第 104 条
第 9 編 憲法改正		第 105 条～第 107 条
第 1 追加規定		
第 2 追加規定		
第 1 経過規定		
第 2 経過規定		
第 3 経過規定		
廃止規定		
最終規定		

1 統治機構

(1) 共同元首

アンドラの共同元首は、ウルヘル司教とフランス大統領の両者である（43 条）。但し、共同元首は基本的に象徴的役割を有するにすぎず（44 条 1 項）、主権はアンドラ国民に属するものと規定されている（1 条 3 項）。

共同元首の権限の多くは形式的・儀礼的なものであり（例えば、総選挙の公示、国民投票の公示）、しかも、共同元首の権限の行使は、首相又は総評議会議長の副署によることが必要とされている（44 条 3 項、45 条 1 項）。しかし、他方では、共同元首は、その自由な意思により、一定の行為を行うこと（例えば、①法律の違憲性について、憲法裁判所に事前審査を要求すること、②条約の批准の前に、条約の違憲性についての審査を要求すること）ができる（46 条）というように、一部の重要な権限が留保されている。

また、共同元首は、アンドラにおける自己の代理人を任命するものとされている(48条)。

(2) 総評議会

アンドラにおける議会にあたる総評議会は、一院制である。総評議会は、立法権、予算承認権等を有する(50条)。総評議会の議員の任期は4年である(51条1項)。議院の総数は28名(憲法の規定上は、28~42名)であり、そのうち半数は7つの教区から同数ずつ、残りの半数は単一の全国区から選出される(52条)。総評議会は、議員の半数の出席が無ければ議決することができず(57条1項)、また、議決は、原則として、出席議院の過半数により行われる(57条2項)。立法発議権は、原則として、総評議会及び政府に認められている(58条1項)。

(3) 政府

政府は、首相及び大臣(6名)から構成される(72条1項)。首相は、総評議会により選挙され(68条)、共同元首により任命される(73条)。政府は、総評議会に対し、政治的に連帯責任を負う(69条1項)。総評議会議員の5分の1により、首相に対する不信任動議を提出することができる(69条2項)。そして、不信任動議は、総評議会議員の絶対多数の賛成により採択される(69条3項)。首相は、不信任動議が採択された場合、辞職しなければならない(69条4項)。首相は、その綱領及び政策等について、総評議会に対し信任を問うことができ、もし多数の信任が得られない場合、辞職する(70条)。首相は、自己の責任において、総評議会の解散を共同元首に求めることができる(71条1項)。首相の3選は禁止されている(78条1項)。

(4) 司法

憲法により、裁判官の独立(85条1項)、特別裁判所の禁止(85条2項)等が保障されている。裁判官の任期は、その階級にかかわらず、6年であり、再任されることができる(90条1項)。裁判官の兼職は禁止されている(91条1項)。

高等司法院は、司法組織を代表、指導及び管理する機関であり(89条1項)、任期6年の5名のメンバーから構成される(同条2項)。高等司法院は、下級裁判所、刑事裁判所及び高等司法裁判所の長を指名する(90条2項)ほか、下級判事及び司法官の任命及び懲戒を行う等の権限を有する(89条3項)。

高等司法裁判所は、アンドラにおける司法裁判所の組織階層の頂点に位置するものである。1名の長官及び8名の裁判官により構成される。

憲法裁判所は、憲法解釈を行う最高機関である(95条1項)。憲法裁判所は、任期8年で再任不可の4名の憲法司法官で構成される(96条1項)。憲法裁判所の判決は多数決によることとされており、また、憲法裁判所の評議及び評決は秘密とされる(97条1項)。憲法裁判所は、①法律等に対する違憲の訴え、②国際法及び条約の違憲性に関する事前の意見要

求、③憲法上の保護の訴え、④憲法上の機関の間の権限に関する紛争につき、裁判権を有する（98条）。裁判所は、訴訟手続の過程において、当該紛争解決に不可欠である法律等の合憲性に関し合理的で十分な根拠がある疑義が生じた場合、憲法裁判所に対し、当該法律等の有効性について決定を下すよう請求する（100条1項）。憲法裁判所が当該請求を受理した場合、2か月以内に決定を下さなければならない（100条2項）。

2 人権

アンドラ憲法の「第2編 権利及び自由」においては、39か条にわたり、人権に関する規定が置かれている。日本国憲法で規定されているような人権の多くは、ほぼ同様に保障されているといえる。アンドラ憲法の特徴的な規定としては、例えば、以下のものが挙げられる。

- ①世界人権宣言がアンドラにおいて拘束力を有することが明記されていること（5条）。
- ②生活権（the right to life）が明文で保障されていること（8条1項）。
- ③死刑は廃止されていること（8条3項）。
- ④カトリック教会の特別の地位について規定されていること（11条3項）。
- ⑤反論権、訂正権、職業上の秘密及び公権力によるイデオロギー統制について規定されていること（12条）。
- ⑥「合法目的を有する平和的な会合及び集会の権利」は認められるものの、「集会の権利の行使は、当局に対する事前の通知を必要とし、かつ、人及び財産の自由な往来を妨げてはならない」と規定されていること（16条）。
- ⑦「経営者団体、職業団体及び職能別組合を結成し運営する権利」について明文規定があること（18条）。
- ⑧親は、「子が受けるべき教育の態様を選択する権利」及び「その信念に従い、その子に道徳的又は宗教的教育を授ける権利」を有することが明記されていること（20条3項）。
- ⑨「あらゆる人に適した生活の質を保障し、未来の世代のために大気、水及び陸における合理的な生態系の均衡を回復維持し、並びに土地固有の植物相及び動物相を保護するために、土壌及びすべての天然資源の合理的な利用を確保すること」が国の責務とされていること（31条）。
- ⑩国が、アンドラの歴史的、文化的及び芸術的遺産の保存、開発及び普及を保障すべきと規定されていること（34条）。
- ⑪すべての個人及び法人は、「普遍性及び租税負担の公平な分担の原則に基づいて創設された公正な租税制度により、その経済的能力に応じ、公的支出に寄与する」と規定されていること（37条）。
- ⑫「警戒事態」（自然災害の場合に、15日間政府によって宣告されるもの）及び「緊急事態」（民主的生活の正常な機能が妨げられた場合に、30日間政府によって宣告されるもの）においては、それぞれ、一定の権利の行使が制限又は停止されることが規定されていること

(42条)。

Ⅲ 民法

アンドラでは民法典は制定されていないが、その代わり、ローマ法及びカタルーニャ法の流れを汲む慣習法が主要な役割を果たしている。アンドラの慣習法は、公的な形式としては、下級裁判所の判決及び総評議会の宣言により知ることができるが、後者は裁判所への拘束力を有しない。また、アンドラの慣習等について記載した文献である「The Manual Digest of 1748」、「The Politar of 1763」等が、慣習法を知るために参照される。現実には生じる紛争案件について、慣習法に答えが無く、かつ、制定法の存在しないことがあるが、このような場合には、フランス法及びスペイン法が参照される⁷。

Ⅳ 商法・会社法

アンドラでは、2008年までは、会社の株式の3分の2以上はアンドラ市民により所有されていなければならないという規制があったが、現在では、外資100%の会社も認められるようになっている⁸。

非公開有限会社 (Societat Limitada (SL)) は、アンドラ国内で最もよく利用される会社形態である。最低資本金は3,000ユーロであり、2名以上の株主が必要である。株式を第三者に譲渡しようとする際には、事前に、優先譲受権を有する取締役及び同一グループ会社等に通知を行わなければならない。最低資本金が比較的低額であることと、機関設計の自由度が高いことから、中小規模の企業に適する⁹。

公開有限会社 (Societat Anonima (SA)) は、比較的大規模な企業や多数の株主がいる企業に用いられる会社形態である。最低資本金は60,000ユーロである。株式譲渡は、法に特別の定めがある場合を除いて、自由である¹⁰。

Ⅴ 民事訴訟法

高等司法裁判所は、アンドラにおける司法裁判所の頂点に位置するものである。1名の長官及び8名の裁判官により構成され、民事部、刑事部及び行政部がある。

⁷ A.H. Angelo, *Andorra: Introduction to a Customary Legal System*. 14 American Journal of Legal History 95, 101-104 (1970).
http://www.uniset.ca/microstates/Andorra_Introduction_to_a_Customary_Legal_System.pdf

⁸ <http://www.lowtax.net/information/andorra/andorra-types-of-company.html>

⁹ <http://www.lowtax.net/information/andorra/andorra-societat-limitada.html>

¹⁰ <http://www.lowtax.net/information/andorra/andorra-societat-anonima.html>

民事訴訟事件の場合、第一審は下級裁判所（訴額が 12,000 ユーロを超える場合）又は下級判事（訴額が 12,000 ユーロ以下の場合）により審理される¹¹。高等司法裁判所の民事部は、民事訴訟事件の上訴審を審理する¹²。

VI 刑事法

アンドラの刑法典は 1990 年に制定され、刑事訴訟法典は 2008 年に制定された。

アンドラでは、刑事訴訟の場合、罪の重さに従い、下級裁判所、刑法裁判所及び高等司法裁判所の刑事部で審理される¹³。下級裁判所は、軽罪の第一審を審理する。刑法裁判所は、重罪の第一審を審理するとともに、下級裁判所が下した軽罪の第一審判決の控訴審を審理する¹⁴。高等司法裁判所の刑事部は、いずれの刑事訴訟事件についても上訴審を審理する権限を有する¹⁵。

アンドラの犯罪発生率は、他の国に比べて低率であるといえる。インターポールのデータによると、人口 10 万人あたりの殺人罪の発生率（2000 年）は、アンドラでは 3.03、日本では 1.10、米国では 5.51 であった¹⁶。

上述のとおり、一般的にアンドラの犯罪発生率は低いと言われているが、アンドラにおいて脱税やマネー・ローンダリング等の経済犯罪がどの程度発生しているのかは、必ずしも明らかではない。近時は、アンドラ等のようにタックスヘイブンと呼ばれる国の金融機関が、マネー・ローンダリングや脱税の捜査を担当する外国の捜査機関に対し、一定程度の協力をする傾向がある。

なお、アンドラには、小規模な警察組織はあるものの、フランス及びスペインに囲まれているため、軍事組織は有しない。

VII 参考資料

以上、アンドラ法の概要を簡単に紹介してきたが、アンドラ法についての日本語の文献・論文等は極めて少ないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。英語の文献・論文等も多いとはいえないが、「Globalex」というウェブサイトの中の「Finding the Law

¹¹ http://www.justicia.ad/en/organitzacio_judicial

¹² 『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME I』（ABC CLIO、2002 年）49 頁。

¹³ 『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME I』（ABC CLIO、2002 年）49 頁。

¹⁴ http://www.justicia.ad/en/organitzacio_judicial

¹⁵ 『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME I』（ABC CLIO、2002 年）49 頁。

¹⁶ <http://www-rohan.sdsu.edu/faculty/rwinslow/europe/andorra.html>

- the Micro-States and Small Jurisdictions of Europe」¹⁷に、英語による情報源及び調査方法等についての若干の記述があり、参考になる。とはいえ、前述したとおり、アンドラの法制度においては、慣習法が占める比重が大きいことから、英語での調査には大きな困難を伴う。

今後は、アンドラの法制度に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.44 No.3』（国際商事法研究所、2016年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第42回 アンドラ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁷ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Microstates.html>